

平成 22 年 3 月 12 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有) 代表取締役 野井伸博



平成 21 年度 第 2 回定期監査 報告書 (その 2) 濃縮事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付 4 - 1 0 8
監査名	平成 21 年度 第 2 回定期監査
監査対象部門	(その 2) 濃縮事業部
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所
監査実施日	平成 22 年 2 月 8 日、9 日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)

2. 平成 21 年度 第 2 回 定期監査の視点

2.1 背景とこれまでの状況

今回の監査視点を述べる前に、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJ と記す)は、日本原燃(株)殿(以後、JNFL と記す)に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、年 2 回の頻度で、計 11 回の定期監査を実施してきた。この一連の監査では、「品質保証体制の改善策(以下、改善策と記す)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が適切に継続していることの確認にも注力した。

改善策は小分類レベルで 32 項目に及ぶ内容であるが、第三者監査 4 年目の平成 19 年度においては、改善策の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行なった。その後、前回までの定期監査において、「改善策の対応によって培われた成果が日常活動に定着し、また PDCA 展開機運も維持されている」ことを確認すると共に、「今後の操業段階では運転・保守に重点を置いた品質保証体制への移行に留意すべき」ことを提言した。

一方、平成 21 年 1 月に再処理工場で「高レベル廃液の漏洩」が発生し、同年 4 月に原子力安全・保安院から指示書(保安規定違反)を受けたことから、JNFL では、高レベル廃液漏えいが発生した背景を分析した結果、全社を対象とした「安全基盤強化に向けたアクションプラン」を策定した。これを受けて、平成 21 年度 第 1 回の監査は特別監査としての位置付けを前面に出して、策定されたアクションプランの具体的作業が開始され始めた状況を確認した。

2.2 平成 21 年度 第 2 回 定期監査の対応方針

上記の経緯を考慮して、今回実施する定期監査では、アクションプランの水平展開状況に係る監査に主眼を置きつつ、可能な範囲で、従来の改善策の範囲も監査対象にすることとした。具体的な対応方針は次の通りである。

平成 21 年度 第 2 回 定期監査の対応方針

対象事業部	監査実施項目
濃縮事業部	①安全基盤強化に向けたアクションプランに関して、計画に沿った活動が適切に実践・実行されていることの確認 ②改善策の実施成果の維持・展開状況の確認 ・問題点(不適合、ヒヤリハット等)を観察・経験した場合の対応 ・QMS(品質マネジメントシステム)視点で見た運転・保守管理状況 ・改善策の対応成果が風化することなく業務に生かされ続けていることの確認

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査(現場監査を含む)で構成する。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順等が適切に文書化されていることを確認するものである。ここで「ある業務」とは、今回、策定されたアクションプランの各項目であり、改善策に係る活動の場合には各部署が実施する各種の単位業務である。このたびの監査での文書監査は、実地監査の過程で提供された文書や監査に際して監査員が要求した文書を対象とした。

文書監査における主たる視点は次の通りである。

- ①アクションプラン等に示された理念・目標を実現するための具体的方策が文書類に適切に織り込まれているか。
- ②実行に関与する者(あるいは部門)の責任と権限は明確か。
- ③活動のために会議体を設けた場合、その使命と責任・権限は明確か。
- ④実行完了に至るステップが、現実的なマイルストーンで表示され計画されているか。
- ⑤全体又はステップごとの実行が完了したと判断するための「判定可能な達成尺度」が示されているか。
- ⑥新規制定又は改正された規定文書において、他の規定との整合が取れているか。
- ⑦策定された文書は所定の審査・承認プロセスを経て決裁されているか。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。

実地監査では実態を把握することが重要であり、被監査部門によって準備された状況を見るのでは意義が薄い。従って、実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力し、具体的な監査対象項目は監査当日に伝達する方式で進行させた。

実地監査における主たる視点は次の通りである。

- | |
|--|
| ①アクションプラン等の実行は、文書で定めた具体的な内容の通りに行われているか。 |
| ②実施された成果（又は中間成果）は、定められた手順を踏んで、経営層等を含む関係者に報告されたか。 |
| ③当該報告に対して経営層等から指摘・要望を受けた場合、適切なフォローが行われたか（行われつつあるか）。 |
| ④実行の目標期限（あるいは目標周期）に対して遅れが生じている場合、現実的な修正計画が策定され、関係者の理解が得られているか。 |
| ⑤実行行為が反復・継続される性格を有する場合は、PDCA 展開を確実にを行う体制が整備されているか。 |

4. 監査の基準

客観的な監査所見を述べるために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とする。なお、一部に LRJ の知見を活用することとした。

- ・ JNFL 各部門の品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ・ 安全基盤強化に向けたアクションプラン（対象：全事業部及び「室」部門）
- ・ JEAC4111-2003（日本電気協会）[諸活動の底流として]

5. 監査結果の評定

監査結果は部門毎に取りまとめ、「アクションプランの展開状況」及び改善策の実行状況に対して所見を表示した。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

6. 監査員

監査は2名1組のチームで対応し、従前と同様に、内1名が司会進行役を務めた。

7. 監査結果

濃縮事業部に対する今回の監査は、アクションプランの水平展開状況に係る監査、及び従来の「定期監査」の延長としての監査からなっている。

濃縮事業部では今回のアクションプランの水平展開活動に関しては、取りまとめ部署として品質保証課が担当し、各課はアクションプランの中で自らの部署に関連するテーマのみに対応する形態を取っている。監査に際しては、被監査部門に係るアクションプラン関連項目ならびに従来の「定期監査」範囲の監査を併せて行った。添付1に監査結果を示す。また、監査日程と出席者を添付2に示した。

このたびの監査での総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

(1) 「指摘事項」及び「観察事項」とも観察されていない。

濃縮事業部においては、前回の監査でのアクションプランの実施状況は総じて企画段階であった。今回の監査時点においては進捗している項目もあるが、アクションプラン全体の評価は年度末に行う予定となっている。

監査に際しては、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めるように心がけた。現段階での評価は、アクションプラン、及び「定期監査」に関連する項目に対しても「指摘事項」、「観察事項」に該当する事項は観察されなかった。なお、より優れた運用を期待して2件の提言事項を提起した。

(2) 各アクションプラン項目を事業部に即した事項として捉えた活動が継続している。

14項目からなる「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の内、3項目は品質保証室が所管するテーマであることから、濃縮事業部が対応するテーマは11項目が該当する。これらの11項目に対して、濃縮事業部は既に実施していたか、もしくは従来の活動の一部、新たな活動内容を追加することにより、対応する計画を立案している。今回の監査対象部門については、自らの部門で対応すべき項目については、「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の理念に沿った活動が実施されていると判断する。

なお、当該アクションプランの濃縮事業部としての水平展開活動全般については継続中のテーマもあることから、年度末までに全体取り纏めが実施予定であることから、今後の進捗状況を見守りたい。

(3) 全社大での活動を事業部の活動として応用展開を図っている。

濃縮事業部が参加する全社大での活動の一つに「不適合の運用等に関する検討WG」があるが、濃縮事業部においては、WGでの検討成果を基に当該決定事項と矛盾しない範囲において、事業部としての不適合に係る定義を定め、規定化を行っている。

また、全社的に「安全文化醸成活動」の重要性が提起されているが、課独自の「基本動作の徹底について」と題する携帯冊子を作成し、課員に携帯させている事例を観察した。これ自身は小さな活動ではあるが、課員同士及び協力会社との良好なコミュニケーションの確立や安全意識向上へ向けての自発的活動として評価できるものである。

(4) 「品質保証に係る活動」のPDCAの展開が維持・継続されている。

濃縮事業部の複数の部門に対しては、現場監査を含め品質保証に係る活動が継続的に実施されていることを確認した。

規定文書類の制定・改正状況、調達管理、業務実施活動、教育・訓練、及び計測機器の校正等を監査対象としたが、いずれも該当規定に従って適切に実施されていることを確認した。

(5) 小集団活動が維持・継続されている。

小集団活動は、一般的には業務に対する繁忙感により、開始から時間が経過するにつれ一般的には停滞する傾向があるが、濃縮事業部においては今回監査対象としたいずれの部門においても、業務に密着したテーマを取上げ、着実に継続実施されている状況を確認した。今後とも、当該活動が JNFL にとって有意義な活動として維持・継続されることを期待する。

以上

平成 21 年度 第 2 回定期監査結果
(濃縮事業部)

平成21年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「濃縮事業部」No. 1)

被監査部門	濃縮運転部 濃縮技術課	
監査実施日	平成22年2月8日	N
監査項目	<input checked="" type="checkbox"/> : 安全基盤強化に向けたアクションプラン <input checked="" type="checkbox"/> : 品質保証体制の改善策(32項目)の実行状況(一般監査)	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
1. 文書監査 濃縮技術課が所管する規定類において、過去1年程度の間改正が行われた①～④の文書について文書監査を実施した結果、これらの文書は保安規定の改正もしくは業務の追加等、適切な理由により適宜改正が行われていることを確認した。PDCA展開の証として評価できるものである。		①加工施設 濃縮安全委員会 運営要領 (E51501-002-28) ②加工施設 教育・訓練要領 (E51501-004-31) ③加工施設 核燃料物質等受払要領 (E51501-005-24) ④加工施設 異常事象対策要領 (E51501-023-27)
2. コミュニケーションの充実 良好な課内コミュニケーションを確立するため、毎朝のミーティング及び月1回の課会が開催されており、業務に関するさまざまな事項についての情報共有がはかられている。危惧事項はない。		
3. 教育・訓練 安全基盤強化に向けたアクションプランの一環として、⑤が適宜改正され、⑥の教育が実施されるとともに、当該教育の有効性評価が確実に実施されていることを確認した。 また、平成21年度教育・訓練計画が濃縮技術課において策定され、事業部長承認がなされている。課員の業務は、⑦に取りまとめられているとともに職務の代行者についても規定されている。また、平成21年度の課員の力量到達状況も⑧に確実に取りまとめられていることを確認した。		⑤加工施設 保安教育教材 (H51501-08-F111-03) ⑥教育・訓練報告書 (H21. 4. 16実施分：評価結果を含む) ⑦濃縮技術課 業務分担表 (H21. 11. 20) ⑧業務の実施に必要な力量到達状況評価記録(平成21年度)
4. 調達管理 協力会社への業務委託に際して、「事故・故障へ発展する可能性のある技術情報の提供」等を追加した⑨が作成されるとともに、日々の業務についても適切な指示が⑩により行われている。また、作業従事者に対する教育・訓練の状況は、記録台帳に記載され、適切な管理が実施されていることを確認した。		⑨ウラン濃縮工場運転・設備管理業務仕様書 (H51501-09-E1-1-I001-01) ⑩委託業務指示書(シリンダ受払等業務) (H22. 2. 4)
5. 計測器の校正・点検 濃縮技術課が所管する装置類の管理に関しては、⑪に規定されている。サンプリングした「クリモマスター風速計」は、確実に校正が行われ、トレーサビリティ体系図も添付されていることを確認した。		⑪濃縮技術課における試験検査装置管理マニュアル (G51501-009-25)
6. 不適合処理 濃縮技術課が関与した不適合である「製品シリンダ保護容器のシャクル破断に対する⑫が適切に作成されており、電力会社を通じ、容器加工メーカーへの再発防止要望が行われている。		⑫不適合処理票 (NC21-004)

<p>7. 小集団活動</p> <p>小集団活動として、「事業部対策室における活動資源の整備不足」をテーマに約1年に亘り業務の効率化に直接寄与する活動が⑬により報告されている。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p> <p>⑬小集団活動報告書(事業部対策室における活動資源の整備不足)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の水平展開として濃縮技術課が実施すべき事項は確実にフォローされている。</p> <p>また、上記の監査範囲において、改善策を含む濃縮技術課の品質マネジメントシステムは良好に機能し、風化することなく継続していると判断する。</p>	
<p>(提言事項)</p> <p>濃縮技術課の教育・訓練に係る監査時において、保安教育の講師に対しても別途教育を実施している旨の説明を受けた。一般常識的には、講師は既に十分な当該知識を有する者が実施していると考えられることから、必要に応じて講師要件について検討のうえ、関連規定等の見直しを行うことを推奨する。</p>	

平成21年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「濃縮事業部」No. 2)

被監査部門	安全管理部 品質保証課	
監査実施日	平成22年2月8日	Ta
監査項目	<input checked="" type="checkbox"/> : 安全基盤強化に向けたアクションプラン <input checked="" type="checkbox"/> : 品質保証体制の改善策(32項目)の実行状況(一般監査)	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
1. 安全基盤強化に向けたアクションプランでの対応 安全管理部品質保証課は、全社アクションプランにおける濃縮事業部内の取纏め部署として、それぞれの実施部署での活動結果を集約する役割を担っており、また、自らが実施部署として対応する項目も有している。以下に前回定期監査以降の活動の中で進捗が顕著なものについての確認結果をまとめた。		
(1) 課長・副長による現場確認が定例的に実施されているが、現状は見るべきポイント等が確認者の判断に委ねられている。原技協のピアレビューで提言され、対応策が審議されたことを①で確認したが、何をどのような視点で確認するかについて一定のルールを明確にすることにより、より有効な活動になると考えられる。		①臨時不適合等検討議事録録(2010年1月22日開催)
(2) 品証活動について全社的な横通しができる人材の確保のため、全社の組織改正に併せ、品証活動に係る専門的知識のあり方と品質保証室の業務全般との関連が検討されることを②により確認した。		②事業部長レビュー議事録(2010年1月25日開催)
(3) 過去の不適合事象をもとにした根本原因分析を教育する一環として、H21年9月に濃縮事業部関連部署を対象とした「根本原因分析手法訓練」が実施されていることを、③の報告書及び④の教育資料等で確認した。今後、年度末までに第2回目の開催が予定されていることを聴取した。		③教育・訓練報告書(2009年9月29日開催) ④事例情報(RCA RE01/台車脱輪)及び関係者インタビュー情報
<p>これまでの活動結果に対する年度末での総括に向けて、保安上重要度の高い作業のリスクアセスメントの実施要否検討、各種会議の運営見直し等については、残された期間(期限:平成22年3月末)における濃縮事業部としての尚一層の精力的な主導を期待したい。</p>		
2. 主要規定の改訂・新規制定について 前回の定期監査以降の実績として、濃縮機器製造工場の遠心機生産実施に伴うQM体系の分離等により、主要管理要領が適宜改訂されている状況を⑤～⑦の文書により確認した。		⑤文書管理要領(E50051-008-11) ⑥調達先管理要領(E50051-012-08) ⑦不適合管理要領(E50051-010-08)

<p>3. 教育・訓練 加工施設 教育・訓練要領に基づき、H21 年度分として計画された教育・訓練の実績が、⑧の台帳により一目で分かるよう整理されており、件名・目的・講師・受講者・使用教材等、個々の内容が⑨の報告書によって適切に記録されている状況を確認した。 また、教育・訓練後の受講者に対する力量取得状況の評価が行われていることも⑩の文書により確認した。</p> <p>4. 不適合管理 前回の定期監査以降発生した7件の不適合に対しては、何れも不適合処理票が起票されており、任意に抽出した不適合処理票(No. NC21-002)「付着ウラン回収廃棄物室(A~C)差圧指示計の表示精度外れ」については、根本原因究明、是正処置(恒久措置、遡及措置)、並びに処置効果確認が適切に行われている状況を⑪の報告書により確認した。</p> <p>5. 小集団活動 H20 年度からの継続テーマである、「不適合事象の分類・整理及び有効活用」に関して、2年間に渡る活動経過(テーマ選定理由、小集団活動実績、活動状況概要、及び効果の度合い等)が整理されていることを、⑫の報告書により確認した。尚、近々開催予定の事業部内発表会に向けて、部長承認の段階にあることを聴取した。</p> <p>6. その他活動 第2回保安検査での改善要望として、濃縮事業部不適合管理要領と加工施設品質保証計画書に定める不適合の定義を保安規定と整合したものとするために、全社大の「不適合の運用等に関する検討WG」が設置されている。同WGへの参画を通じて、濃縮事業部としての不適合管理に対する考え方の整理と、具体的な不適合管理要領並びに下位文書の見直しが行われたことを⑬及び⑭の文書により確認した。 これら一連の緒活動が精力的に行われていることが印象的であった。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p> <p>⑧平成21年度加工施設教育・訓練実績管理台帳(平成22年1月末実績)</p> <p>⑨教育・訓練報告書(2009年11月24日開催)</p> <p>⑩力量習得状況評価結果(2009年11月24日実施)</p> <p>⑪是正処置報告書(AZ21-N002)</p> <p>⑫小集団活動実施報告書(完了)(サークル:QNS)</p> <p>⑬現状の不適合管理と見直し後の管理の比較</p> <p>⑭不適合の定義及び運用の見直しについて</p>
<p>(第三者監査所見) 品質保証課は、濃縮事業部のアクションプラン取り纏め部署としての役割と、自らが活動を実践・実行する役割を有しているが、両方において積極的な活動を実践・実行している状況を確認した。また、品質マネジメントシステムにおいても、適切にPDCAサイクルを廻すべく活動している状況を確認出来た。</p>	
<p>(提言事項) 不適合処理票管理台帳を閲覧した際、一部に鉛筆による記載が観察された。濃縮事業部においては、文書管理要領中に記録作成時には「容易に消せない筆記用具」を使用するようとの記載があるものと理解する。同管理台帳は品質記録ではないが、上記の主旨に基づき、より一層の徹底を期待する。</p>	

平成21年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「濃縮事業部」No. 3)

被監査部門	濃縮運転部 運転課	
監査実施日	平成22年2月8日	N
監査項目	<input checked="" type="checkbox"/> : 安全基盤強化に向けたアクションプラン <input checked="" type="checkbox"/> : 品質保証体制の改善策(32項目)の実行状況(一般監査)	
(現場監査)	<p>運転課のエスコートにより、濃縮工場内の48Yシリンダ(UF6用)搬送作業を現場監査した。作業は、関連手順書に従い、チェックシートを用いた適切な作業が実施されている状況を確認した。</p> <p>なお、工場内において、運転課の所管ではないが、監査に関連する後述する複数の事象を観察した。</p> <p>①現場において、校正が必要な計測器類については、添付されているラベルに必要事項が記載されており、適切な管理が行われているものと判断できる。(所管部署：保修課)</p> <p>②再処理事業部で発生した「線量計未着用」に係る不適合の水平展開として、管理建屋への入出場所には監視員による線量計携帯の確認チェックが実施されていた。再発防止に有効な活動であると判断する。(所管部署：放射線管理課)</p> <p>③直近に発生した「シリンダ外観検査時の事故」現場において、当該事故に関する状況説明を受けた。(所管部署：濃縮技術課)</p>	(参照文書・記録等)
(文書監査及び実地監査)	<p>1. 文書監査</p> <p>運転課が所管する規定類において、過去1年程度の間には改正が行われた①～②の文書について文書監査を実施した結果、文書は保安規定の改正もしくは設備の追加等、実際の活動との整合を取るため、適切な改正が行われていることを確認した。PDCA展開の証として評価できるものである。</p> <p>2. コミュニケーションの充実</p> <p>運転課員間の主なコミュニケーションとして、③のフォロー会議(1回/週)や④の課会(1回/月)があり、さまざまな話題が取上げられており、情報の共有化に関する危惧は感じない。なお、課内会議では、会議テーマとして「安全文化」が追加されている。</p> <p>当直者と日勤者のコミュニケーションツールとして、引継簿が利用されている。当直が確認した事項は⑤の引継簿中に記載され、次の当直に回付されるとともに、当該記録は課長承認が行われていることを確認した。</p> <p>3. 業務管理活動</p> <p>運転課の⑥を観察した。実施内容が簡潔に記載されており、また、所属長コメントも確実に記載されている。危惧事項はない。</p>	<p>①加工施設 運転総括要領 (E51502-001-43)</p> <p>②加工施設 シリンダ等取扱要領 (E51502-002-26)</p> <p>③運転課フォロー会議 (H22. 1. 13)</p> <p>④打合せ議事録 (H22年1月 運転課課内会議：H22. 1. 13)</p> <p>⑤ウラン濃縮工場 引継簿 (H22. 2. 5)</p> <p>⑥平成21年度 業務管理実施実績 (第3四半期)</p>

<p>4. 教育・訓練 濃縮工場の運転に際しては、⑦により当直運転員の構成が規定されている。また、当直運転員の要求力量については、⑧に明記されている。これらの規定のもと、課員の力量(資格)は⑨において確実に管理されていることを確認した。 また、協力会社の要員についても、確実に管理が行われていることをエビデンスにより確認した。</p> <p>5. 委託業務管理 協力会社への委託業務については、⑩及び⑪により、日々、確実な業務把握が行われている。</p> <p>6. 巡視・点検 巡視・点検が必要な設備については、⑫に規定されており、当該規定に従った巡視・点検状況を⑬により確認した。</p> <p>7. 小集団活動 ⑭により、「警報窓等における識別表示の明確化」をテーマとした活動が積極的に取組まれていることを確認した。特に上述のテーマは、装置を的確に管理する上で重要な活動であると判断する。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p> <p>⑦ウラン濃縮工場 当直運転員構成基準 (G51502-019-(008)-14)</p> <p>⑧ウラン濃縮工場 当直運転員資格認定基準 (G51502-108-03)</p> <p>⑨ウラン濃縮工場 当直運転員資格認定者名簿 (H21. 10. 29)</p> <p>⑩委託業務指示書 (2010. 2. 5)</p> <p>⑪委託業務日報 (2010. 2. 5)</p> <p>⑫巡視・点検細則 (F51502-002-32)</p> <p>⑬2Bカスケード設備点検日誌(中制室用) (2010. 1. 25~31)</p> <p>⑭小集団活動報告書(ドラフト)(警報窓等における識別表示の明確化)</p>
<p>(第三者監査所見) 「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の水平展開として運転課が実施すべき事項は確実にフォローされている。 また、上記の監査範囲において、改善策を含む運転課の品質マネジメントシステムは良好に機能し、風化することなく継続していると判断する。</p>	

平成 21 年度第 2 回 定期監査

日程及び出席者 (濃縮事業部)

平成 21 年度第 2 回第三者定期監査日程及び出席者
(濃縮事業部)

実施日	実施時刻	被監査部門	実施内容	出席者	実施場所
2月8日 (月)	9:30~10:00	全被監査部門	オープニング ミーティング		濃縮・埋設事務所 1階A会議室
	10:20~11:50	濃縮運転部 濃縮技術課	監査		濃縮・埋設事務所 3階研修室
	13:30~15:00	安全管理部 品質保証課	監査		
	15:10~17:10	濃縮運転部 運転課	監査		
2月9日 (火)	10:00~10:30	全被監査部門	クロージング ミーティング		濃縮・埋設事務所 1階A会議室